

古代中国における樹木への認識の変遷

——簡帛資料等を中心に——

原 宗子

一 はじめに⁽¹⁾

環境史に関わって、日本史・東洋史・西洋史を問わない研究会で報告する機会を持った折、終了後の席で、日本史専攻の若手研究者の方から、「今日は、中国の樹木信仰などの例を、日本と対比して伺えるのか、と思っていた」という趣旨のお言葉を戴いたことがある。〈樹木信仰〉。確かに、中国においても、秦皇柏だの漢柏（山東・泰山）だの、果ては「黄帝手植柏」「掛甲柏」（陝西・黄龍県）といった伝説付き樹木まで、「銘木」の類いは随所で見られるけれど、それを、〈樹木〉への尊崇の念を表すものと見做しうるだろうか。

一九九二年の〈城市緑化条例〉発布・施行以降、各地の都市でそれに倣った条例も制定され、確かに緑は増した。保護されている古木・銘木の類いも各地で見られるようになった。が、その〈緑化条例〉の第一条には、

第一条 都市の緑化事業を促進し、生態環境を改善し、生活環境を美化し、人民の心身の健康を増進するため、

古代中国における樹木への認識の変遷

本条例を制定する。

と、記されている。⁽²⁾ すなわち、現代中国における「緑化」の目的は、現代日本において、二〇一〇年度末現在で三六都道府県の四九五都市で六九五条例が制定されているという緑化条例と同様、生活環境の美化・健康増進など、極めて現実的・実利的であり、そこで認識されている樹木の機能は、実効性のあるモノ、人間が利用するものとしてのなのである。しからば一般の緑化、植林や公園整備などとは異なる古樹の保護が、どう位置付けられているかという点、同第二十五条には、

第二十五条 百年以上の樹齢の樹木、すなわち稀有で珍しい樹木であつて、歴史的価値ないしは重要な記念の意義を有する樹木は、みな古樹名木に属す。

ともあつて、古木と認定されて保護される樹木は、それが歴史的価値ないし記念碑的意義を有するものである場合、⁽³⁾と明確に規定されている。実際にはそのような樹木の場合、さらに、「観光資源」としての有用性、つまりは極めて経済的な価値が付け加わる。すなわち重んじられているのは、長く生育してきたその年月―耐久性、或は、今日の社会を形成してきた歴史上の英雄や大事件を偲ぶ縁、いわば特定の樹木が有する歴史性なのであつて、樹木そのものに対する敬意は必ずしも払われていないように思われる。

これに対して、屋久島の縄文杉と「姉妹樹」となったことで知られるニュージランド・北島はワイポウアの森にそびえるタネマフタのように、現在もその地の人々に「神の木」として崇められている樹木は勿論、日本各地に見られる注連縄を張られた様々な「御神木」の類は、程度・質の差異こそあれ、周辺に暮らす人々によって、樹木そのものに何らかの神性が宿る、と見做されていると考えられる。

数十年以上の樹齡が想定される古木の下に立って樹冠を見上げれば、特に名づけられた「名木」などでなくとも、その枝のしなり・葉末のそよぎに、言葉をも凌ぐ何らかのメッセージを感じる、といった経験を持った人も少なくないのではなからうか。伊勢神宮・内宮に連なる森林の如く、一定の区域全体が「神域」と見做されてきた土地に生育する樹木群については、一定の時代の政治システムによって保全されてきた側面を看過できないけれども、日本各地に点在する「御神木」の類は、やはりその存在の根底に、人々の素朴な樹木そのものへの感動・畏敬の気持ちが流れているようだ。

他方、欧米における樹木観について見れば、同じく「樹木の尊重」に繋がるとはいえ、例えばC・ストーン⁵の提言が「木は法廷に立てるか」といった議論を生んだほどに、人間が形成してきた法・社会秩序を前提として、その対象に樹木を含めうるか否かを改めて問題にするような意識が「環境論」として成立しており、そして無論その背後には、一般認識として「人間こそ神の下の最高存在」と捉える、人間中心の環境観の圧倒的普及を見るべきであろう。無論、スコットランドのコーダー城(Cawdor Castle) 建造伝説が伝えるヒイラギ(holly)のように、神の啓示によってその樹の周りに城を建設して保全・崇敬せよと指示された、という伝説を伴う樹木もあるようだが、それは、樹木そのものに神性を認めるのではなく、あくまで絶対神への崇敬が前提(無論、現在伝わる伝説の背後に、ケルトの民の樹木信仰が原型として存在したと指摘する意見もあるが)となつている話と見なければなるまい。シュヴァルツヴァルトの森に見られるように、一度、失われた多くの森を、近代以降、人為をもって再生・保全に努めてきた地域の状況と経験とが、樹木に対して人間同様の法の保護を構想する、という樹木認識を生んでいるのだろう。前述した現代の日中における(緑化)事業の発想についても、その多くを、かかる西欧思想由来の環境観から学んできた側面が、看

取できよう。

現代社会における樹木の在り様について見れば、中国・華北の一般民衆においても、樹木愛護の意識は充分窺えるのであって、一時期人気を博したドラマ「貧嘴張大民的幸福生活」⁶も描くように、北京の一般庶民の住宅で珍しくも床下から生えてきた樹を切らないで、床板も屋根も切り抜いて樹を伸ばす、という習俗が見られ、北京・朝陽区にある首都経済貿易大学の宿舍群の中の一棟にも、二〇〇〇年三月時点ではその実例が見られた。樹木に恵まれた日本で類似の例を探すならば、良寛和尚の五合庵伝説（床下から生えてきた竹の子を憐れみ、切らずに床板を切ったという）でも充てる以外乏しかろうが、それはいうまでもなく仏教思想に裏付けられていよう。北京庶民の樹木保護は、いわば、日本における絶滅危惧種の尊重・保護意識にも近いもののように思われ、「愛護」ではあっても「尊敬」とはいえまい。

ところが植樹技術となると、八十年代の華北・山西農民には穀物生産に必要な技術しか知識がなく、樹木育成に必要な措置を取れないで植林が失敗に帰した例が報告されている。⁷近年になるまで、長く植林経験が無かったのである。従って、経済成長を果たす以前、貧しい華北農民が若干のゆとりを得ると、まず重要な生活必需木製品である棺桶を購入するという風習もあったとされる。

それほどまでに樹木に乏しい環境が明清以降の華北では顕著であり、『馬首農言』や『爾風広義』などが指摘するように、桑栽培さえ下火となった清朝期以降、樹木をまず、高価な資源と見做す習俗が生まれたようである。実効性はともかく法的保護措置の発令について見れば、樹木保護に関して、経済的価値判断に基づく規制の制定を宋初から確認できる。⁸

が、しからば中国では、樹木自体を尊重する意識が、古来、無かったのだろうか。本稿では、その痕跡を探ってみたい。

二 『斉民要術』の樹木観

前述の通り、今日の中国における樹木観の基本は、資源としての有用性、経済的価値に置かれると見るべきであろう。

その来歴は極めて古いのであって、早く『斉民要術』⁹にも明記されている。

『斉民要術』は、一般に知られている通り、現存最古の総合的農書であって、そこには殊に優れて先進的な農法が記されている。熊代幸雄氏によって「古代亜輪裁式」と命名された『斉民要術』の畑作・犁耕農法は、畜力利用の播種・中耕を定式化しており、ヨーロッパにおいて漸く十八〜十九世紀に成立した①休閑地の解消、②条播の採用⇨中耕実施、という特徴を、六世紀において既に備えていた、とされる。¹⁰

が実は、かかる穀物栽培の技術のみならず、樹木栽培についても、王禎『農書』など後代の農書には明記を欠く極めて特徴的な記載が見られる。それは、犁によって耕された耕地に、時に攪擾作業を施し、播種・発芽後、中耕する場合もあって、その上灌水や肥料投入を行って諸種の樹木を栽培する、という方法である。果樹や桑・茶などの経済作物ではない。否、寧ろ、果樹は概ね挿し木で増やす方法が記され、耕地整備の記載を欠く場合も多いのに対して、用材樹の多くが、犁耕地に様々に念入りな方法で栽培されているのである。その概要は表1に示したが、耕作困難な

傾斜地を今日に至るまで森林として利用し、結果として、枝下ろし・下草刈りなどの山仕事はあるにもせよ、ある程度自然の遷移に任せうる雑木林などの「自然林」の存在を生活の中に組み込み、平地の多くを食料生産に利用してきた日本では、およそ考えられないこのような記載は、なぜ成立しているのだろうか。

その理由を探る鍵となりうるのは、それぞれの樹木記載に付されている、樹木栽培の収支予測であろう。犁耕が明記されている白楊の場合、次のようにある。

白楊を種するの法。秋耕は熟ならしめ、正月、二月中に至り、犁を以って壟を作る。一壟の中、犁を以って逆順各一到し、曠中の寛狭は、正に葱壟に似す。作訖はれば、又鋤を以って底に一坑を掘り漚を作る。白楊の枝、大なること指の如く、長きこと三尺なるを斫り取る。壟中に屈著せしめ、土を以って上を圧し、両頭をして土を出ださしめ、上を向くこと直豎たらしむ。二尺一株。明年の正月中、悪枝を剥去し、一畝三壟なれば、一壟に七百二十株、一株は両根なれば、一畝には四千三百二十株たり。

三年、蠶糞と爲すに中り、五年にして、屋椽と爲すに任ず。十年、棟梁と爲すに堪う。蠶糞をもつて率と爲さば、一根五錢、一畝の歳収は二万一千六百文。柴及び棟梁、椽柱は外に在り。

歳ごとに種すること三十畝、三年には九十畝、一年に三十畝を賣らば、錢六十四万八千文を得。周りて復た始まり、永世窮まるなし。之を農夫に比せば、劳逸は萬倍。山を去ること遠き者、實に宜しく多種すべく、千根以上ならば、求むる所必ず備はる。¹⁾

これだけであれば、白楊が特に売却に適しているから、わざわざ犁耕するかにも見えるが、後述するように既に漢代から為政者によって栽培が奨励されてきた楡の場合、手耕するにも拘らず、次のように記されている。

又、榆を種うるの法。其の地の畔に於いて種すれば、雀を致して穀を損なふ。既にして叢林に非ざれば、率ね多く曲戻す。地の一方を割きて之に種するに如かず。其の白土・薄地の五穀に宜しからざる者、唯榆及び白榆に宜し。

地、須らく市に近かるべし。…先に地を耕し壟を作る。然る後榆莢を散す。…散し訖れば、之を勞す。榆生ずれば草と共に俱長せしめ、未だ料理すべからず。明年正月、地に附きて芟殺し火を放ちて之を焼く。…又明年の正月に至り、悪しき者を斲去す。其の一株の上、七八根を生ずる者、悉く皆斲去し、唯一根の麤直にして好き者を留む。

三年の春、將に莢・葉之を賣る可し。五年の後、便ち椽を作るに堪ふ。椽ならざる者は、即ち斫りて賣るべし。一根十文。椽なるは鋸して獨樂及び盞を作る。一箇三文。十年の後、魁、椀、瓶、榼、器皿の任ぜざる所無し。一椀七文、一魁二十、瓶、榼各の二百文に直る。十五年後、車轂及び蒲桃筴を爲るに中つ。筴一口、三百に直り、車轂一具、絹三匹に直る。其の歳歳、料簡し剥治するの功は、柴を指へて人を雇はば一十束にて一人を雇ふ、無業の人、争ひ來たりて作に就く。柴を賣るの利、已に自ら貰ひ無し。歳ごとに萬束を出ださば、一束三文にして則ち三十貫、莢・葉は、外に在り。況や、諸ろの器物、其の利十倍なるをや。柴に十倍せば、歳収三十萬。斫りて後復た生じ、更種に勞せず、所謂「一勞永逸」なり。能く一頃に種うれば、歳収千匹。唯須らく一人守護し指揮し処分すべく、既にして牛・犁・種子・人功の費無く、水・旱・風・蟲の災を慮らず。これを穀田に比すれば、勞逸萬倍なり。

男女初めて生れ、各のに小樹二十株を興ふれば、嫁娶に至る比おひ、悉く車轂に任ぜん。一樹三具、一具は絹三

匹に直り、絹一百八十匹と成る。娉財資遣、粗た事を充たすを得。¹²⁾

即ち、想定されているのは、楡育成の費用対効果なのである。ここでは、犁や牛を保有しないが耕地は経営している農民が叙述対象となっている。

同じ「種楡・白楊第四十六」の冒頭に記された楡の一般的栽培法では、「園地の北畔」に撒くやり方が記されており、穀物畑と離れた場所に、蔬菜栽培用の園地を保有していれば、その北側が適地とされる。従って、通常は、耕地のあぜ道に樹木を植えるのが一般的風景だったのであろう。しかし、賈思勰は、それを批判する。穀物畑の畦に楡を植えると、その葉や実を目当てにする雀を呼び寄せることになり、結局穀物畑を荒らすことになりかねないから、耕地の中に、楡だけの一区画を設けて栽培せよ、というのである。穀物栽培に不向きな痩せ地でよいが、但し、市に近いことが条件となる。手で耕作してウネ立てしバラマキにするが、播種後の労（鎮圧・攪擾）は必要である。が、この年の苗に対して除草の必要はない。苗が出た翌年の正月に雑草を根本から刈り取ってそこに火を放つ。弱い苗も、草と共に焼けるであろう。が、強い苗はその根が生きていて、翌年又芽生えてくる。好い苗を残し、個々の苗の根も、まっすぐなものを残して他は切ってしまう。雑草を焼くことで、楡の苗の強弱を選別し、おそらく同時に、虫害防除効果や施肥効果ももたらすであろうこのような技法自体は、「園地の北畔」に植樹する場合と同様である。

が、以下では、楡栽培の細かい収入予測計算が示される。大意を示せば、

三年目に成長した苗から、莢や葉（共に食料になる）を収穫できる。五年経つと、タルキにできる。椶すなわち木目が乱れていないものは、直ちに売却する。木目に乱れのあるものは、鋸で削ってコマやサカヅキを作る。一個は三文。十年経つと、玉杓子や椀、瓶や酒樽など、食器類で作れないものはない。椀一つ七文、玉杓子一本二

十文、瓶や酒樽はそれぞれ百文となる。十五年後、車のコシキや葡萄の樽用の材料にできる。樽一つは三百文だし、車のコシキ一台分は絹三匹に相当する。毎年毎年、木の生長を吟味して木工する仕事は、柴を代償とする約束で人を雇えば（十束で一人雇える）よい。仕事の無い者が争ってやってきて就労する。柴を売る利益についていえば、そもそも元手はいらない。毎年、一万束出荷すれば、一束三文だから三十貫になる。莢や葉の利益は別に生まれる。ましてや、様々な食器類については、利益が十倍にもなる。柴の十倍なら年収三十万になるわけだ。樹幹を切り取った後、また伸びてくるから、毎年の種蒔きの必要はない。所謂「一度働きゃ永久に樂」というものだ。一頃ほども楡を植えることができれば、年収は（絹）千匹になる。ただ、自分独りで楡林を守り、作業を指示し、売却処分に当らねばならない。牛・犁・タネ・労働力の費用は掛らないし、水害・旱魃・風害・虫害の心配もない。これを穀物生産に比べれば、樂さ加減は、万倍ともいえよう。

以上に見られる牛犁未保有農民の蓄財手段としての楡栽培は、柴十束で下働きする（ただし自由に就業しうる）人間の存在、莢や葉を蔬菜代りに食し保存食の材料にもする習俗、そして何より木製品の安定した需要を前提としたものといえよう。さらに、子孫のための計画も可能である。あたかも日本での「女の子が生まれたら桐を植える」という風習に似通うようでもあるが、買思躰は、

息子が娘が生まれたら、一人に小株二十本を与えれば、嫁入りないし嫁取りする頃には、全部、車のコシキ用ができる。一樹で三セット分取れ、一セット分は絹三匹相当だから、絹百八十匹になる。結納金やら嫁入り道具やら、あらかた必要を満たすことができよう。

と計算する。結婚準備のための楡は換金するものであり、嫁入り道具の桐の箆筒を作る材料として桐を植えるのとは異

なっている。賈思勰の時代（『齊民要術』の刊行は西暦五三〇〜五五〇年頃と見るのが通説であるが）、華北の樹木は市場で取引するものだったのである。そのため、これらの記載には、樹木栽培を行う「農地」の立地条件が明示されているのであり、木質が堅くて食器類を製作でき高額取引が可能な榆の場合でも、その栽培地は、市場に近くなければならない。運搬に費用が掛るようでは、採算が取れないであろう。比較的安価な、白楊の場合は、その栽培地が「山から遠い」ことが条件となる。山が近ければ、蚕柵材料や燃料程度にする粗く脆い木質の樹木は、「山」から調達しうることが想定されているのであろう。『史記』貨殖列伝の伝える「百里不販樵、千里不販糶」の原理は生きていくというべきか。ましてここで榆を栽培するのは、牛を持たない農民なのであるから、薪を売るには榆を材料に作った車に載せ自ら挽いて売りに行くのであろうか。或は、これも柴何束かで人を雇うことが前提なのであろうか。いずれにせよ、居住空間から森林が遠ざかり一望千里の穀物畑が広がる華北の平原にあって、酒樽だの食器類だのはおろか、日常の燃料調達にも事欠く民衆が出現していたからこそ、かかる判断は生まれたのではないか。が、以上の状況は、その裏面を覗えば、「山に近い」土地での樹木は、「値打ち」がない、という判断にも繋がりがかねない。樹木の存在自体を評価する意識とはかけ離れていることになる。

魏晋南北朝期の流通・交易に関しては、佐藤佑治氏らによって徐々にその実態が明かになりつつあるものの、未だ、細部を窺うことは容易でない。が、以上の『齊民要術』の記載のみから推定しても、交換の場で働く価値計算は、交易の場の立地条件に左右される性質のもの、即ち、流通コストの反映が明確な段階にあるものだったと見るべきであろう。北朝の領域に限定しても、全国一律の市場などは存在していなかったと考えねばなるまい。

さらには、「質しさ」の質も様々であったことを考慮すべきだろう。にも拘らず、こと樹木に関する限り、流通に

関わる経済地理的位置関係が、樹木評価の基盤になっていたようなのである。

周知の如く、『魏書』食貨志・太和九（四八五）年の条とされている記載、すなわち北魏「均田制」に関わる記載では、給田に伴って、良・賤を問わず、成人男子に一定の樹木栽培が義務付けられている。この問題は、日本での夥しい「均田制」研究史においても、あまり注目されてきていないようだが、

諸ろの初めて田を受くる者、男夫一人に田を給すること二十畝、蒔余に課すに、種うることに桑五十樹、棗五株、榆三根。非桑之土は、夫に一畝を給し、法に依りて榆・棗を蒔くを課す。奴も各の良に依る。三年を限りて種畢はれ。畢はらざれば、其の畢はらざるの地を奪ふ。桑榆の地に於いて分ちて余果及び多種の桑榆を雑へて蒔く者は禁ぜず。諸ろの還す応きの田は、桑榆棗果を種うるを得ず、種うる者は違令を以て論じ、地を還分に入る。諸ろの桑田は皆世業と為せ。¹⁴

を文字通りに解する限り、現代の退耕還林還草政策を上回る「緑化運動」が義務付けられているともいえよう。これが、現実には実施されていたなら、華北一帯は、穀物生産地の間に間に二十畝の樹林が出現したはずである。が、この詔勅の発布から百年も経たない『齊民要術』成立段階で、そのような光景は存在していない。だからこそ樹木は、交換の対象となつていたのである。そもそも、北魏・均田制の給田規定において、樹木栽培が義務付けられていること自体、民衆の生活に必要な物品材料・燃料としての樹木に不足傾向が見えたことに為政者が着目したからだと考えるべきであろう。唐代の「均田制」規定には見られなくなるこの樹木への関心は、北魏の為政者集団であつた鮮卑族の意識が反映したものである可能性も棄て切れない。『晋書』載記によれば、均田制の詔勅発布に遡ること百年余の前秦・苻堅の統治期（およそ三五七七年頃）、長安から伸びる大路に街路樹を植えたとの記録が見える。

閩隴清晏たりて、百姓豊稔す。長安より諸州に至る、皆路を夾みて槐と柳を樹え、二十里一亭、四十里一駅、旅行者途に給を取り、工商は道に貿販す。百姓之を歌ひて曰く。「長安大街、夾む樹は楊・槐。下に朱輪走り、上に鸞の栖有り。英彥雲集し、我が萌黎を誨ふ。」¹⁵⁾

この事業は、中原の穀物生産を基盤とする生活意識とは異なる感覚を有する人間集団が、流通・交易の現場である大路の整備、樹木を持つ人間への癒しの効果等を、尊重した証左とも考えられよう。古く『管子』において、「人々がその下に集って日がな一日遊び暮らすから、街路樹などは伐採せよ」との趣旨の記載が見られるが、¹⁶⁾その対極をなす志向が、氏族だとされる苻堅には働いていたのではないか。『晋書』の伝える「百姓の歌」も、資源としての経済的価値ではなく、生きた樹木の効用を認める意識があったればこそ苻堅を称えた人々の存在を、窺わせるのだと思われる。交易に随伴する人間の移動を是認する意識があるから、木陰で商売するのに大助かりの街路樹は、歓迎されたのである。いわゆる「均田制」の淵源を巡る議論は、前代からの農地政策の継承と見るより北魏の計口授田策の延長と見做すべきだ、との説が有力になりつつあるようだが、この樹木重視の姿勢も、同列において検討されるべきであろう。

ただし、給田植樹や苻堅の植樹事業が示すこのような「樹木の尊重」は、人々の日常の暮しに役立つ樹木を「大切に
する意識」ではあっても、樹木そのものを崇める意識とは程遠い。

さらに時代を遡って、考えたい。

三 漢代の樹木観

後漢は洛陽周辺の豪族の暮らしぶりを伝える、と一般に理解されている崔寔『四民月令』には、薪炭や柳絮の収蔵はもとより樹木移栽の適期指示も見えて、彼らが保有・管理・利用しうる樹木があったことは間違いない。

しかしながら、王莽期・東海郡の成立と考えられる『尹湾漢墓出土簡牘』の「集簿」には、

春種樹六十五萬六千七百九十四畝。多前四萬六千三百廿畝。

との記載があつて、前漢末年、為政者が植林面積に注目していたことも確かである。

また周知の通り、『漢書』循吏列伝に見える龔遂の事跡の中に、反乱を起した民衆への対策として、ニンニクや韭と並んで、一人一本の楡植樹を指示したことも記録されている。広大な土地を保有する豪族でない限り、一般民衆の日常生活においては樹木の不足傾向が発生し、それへの着目がかかる施策の前提にあつたと理解しても、さして常識を外れてはいまい。

北魏均田制規定の植樹指令、ひいては『齊民要術』に見られる経済的価値で樹木を認める立場も、尹湾漢墓木牘が記されて以降、前漢末、後漢末さらに三国・魏晋の騒乱、八王の乱以降の戦乱等を考慮すれば、火災も頻出して森林火災も起こつたであろうから、人口減少が多少の需要減少をもたらしたにもせよ、前漢末に生じていた樹木不足が加速し、後漢豪族の自衛的林地経営だけでは事足りず、その対応策として生まれた可能性が高いであろう。

が、では、前漢末の樹木不足以前において、樹木はどのような意味をもって人々の意識に位置付けられていたのだ

ろうか。それを直接的に示す史料は極めて少なく、漢代文献としては比較的樹木関連の記載が多い『史記』貨殖列伝の場合、それを経済的観点から評価・描写しているのは、いわば当然でもあろうが、詩賦の類まで覗いてみても、風景描写としての登場すらまばらである。小尾郊一氏が『詩経』ほかの中国文学作品について「自然への感動無く文学的に稚拙」との評価を下しておいでなのも、あながち故なしとはできない。

そこですまは、『漢書』芸文志に三卷二十一篇と見えるから、遅くとも前漢代には成立していたと考えられる『爾雅』において、樹木がどのように扱われているかを確認してみよう。

『爾雅』積木に登場する樹木名を取り纏めたのが、表Ⅱである。¹⁹

『爾雅』はいうまでもなく〈字書〉であるから、当然、樹木を示す文字についての簡単な情報しか記載されていない。陸璣や郭璞の諸注、『詩経』に登場する場合の例を参照してその生育場所を推定し、他書での用例を手がかりに学名を比定する、といった作業以外、樹木そのものに対する情報は得がたい。その結果、若干の適地が日向か日陰かを推定しうる樹木と水辺の樹木とを除けば、得られる情報は、やはり「山」に生うるものと、平地の樹木並びに人里での人為栽培の対象との別に過ぎないのである。登場する樹木名自体は、あらかた他書に記載の見える名称であるが、では、なぜ、「言い換え」「字釈」が必要だったのか、という疑問は残る。

ただし、『爾雅』に登場する樹木の中で、幾つかの樹種に関しては、その「神性」を想像させる記載も残っている。それは『周礼』司燿の、

司燿、掌行火之政令。四時變國火、以救時疾。

に付された鄭玄注が引く鄭司農の説で、

行猶用也。變猶易也。鄭司農說以鄴子曰、春取榆柳之火、夏取棗杏之火、季夏取桑柘之火、秋取柞櫨之火、冬取槐檀之火。

というものである。鄭司農が依拠した鄴子とは、如何なる人物ないし書籍であるかについては、諸説あつて明らかでない。が、少なくとも、漢代人である鄭司農と鄭玄とが、周代では、季節ごとに異なる樹木を用いて火を起していた、との伝承に従っていることは、明らかであろう。二種ずつ五組が拵がっているのは、それぞれの二樹を組合わせて摩擦する、という意味であろうか。

鑽木、すなわち木を摺り合せて火種を得る方法は、日本の多くの神社の儀礼において神事として定式化されており、神社ごとに用いる樹種も異なる。ヒノキなどの堅い針葉樹を火鑽り白に、ヤマモモやタブノキなどの比較的柔らかい広葉樹を火鑽り杵として組み合わる例が多い。火打石を用いず、時間の掛かる樹木の擦り合せによって火を得る行為が神事として残ったのは、それが日本におけるより古い生活習慣の反映であつたこと（北海道忍路土場遺跡から縄文時代後期の遺品が出土⁽²⁰⁾している）を暗示する。

が、司燿の注において季節毎の五組の指定使用樹種、榆・柳、棗・杏、桑・柘、柞・櫨、槐・檀がなぜ選ばれているのかは、戦国期以来の五行思想などの影響もあると考えられ、科学的根拠を推定し難い。日本のそれに類似する宗教的儀礼に関係している可能性も想定せねばなるまい。実際、日本のみならず、中国でも華南では、彝族の一部である亜細族などに木材から火種を採取する行事は残っている。とはいえ、韓国でも同様、華北では、元宵節や山焼きなど、火に関わる他の行事に吸収されてしまっている可能性が高い。

すなわち、これら五組十種の樹木記載は、実際の火きりに関わるものではなく、また既に漢代、宗教的ないし神秘

主義的な行事など伴うものでさえなく、古代の政治に纏わる伝承の残存に過ぎなかったのではないかと考える。なぜなら、現実問題としてこれらの組み合わせで火を起すことは、かなり困難に思われるからである。十種は全て落葉広葉樹であって、日本での神事に欠かせないヒノキのような堅さに乏しい。日本に比べて、相対的に乾燥度の高い華北であってみれば、これらでも火は起せたかもしれないが、非常な長時間と苦心とを必要としたであろう。

のみならず、先に掲げた『爾雅』積木に、そのまま名称が挙がるのは、榆・柳・棗・桑・槐の五種のみで、そのうち「柳」は、親字ではない。逆に槐は、葉の実態に拠って字積では榎や楸に相当するとされている。桑と棗は古くからの栽培植物であって異種も多い。「榆」字の項において、では文字通り、榆が叙述されているのかというと、これも怪しい。周知の通り、ハルニレとアキニレとは、かなり形態・性質を異にするのである。残る杏、柘、柞、檜、檀については、本文での言及すらない。『爾雅』は字書なのであるから、この五文字は、当時の識字層なら誰でもそれと判るほどポピュラーな樹木で、解説の必要など無かったのかもしれない。

もしそうであるなら、余計に、この樹種に、漢代人が神性を感じた可能性は少ないということになる。現代まである程度の自生林が残存した日本では、巨木信仰など、時に人間よりも長く生きる存在として、樹木に一定の神秘性を認める思想が残ったのだが…。

では、漢代人は、樹木を崇敬することが無かったのであろうか？

否、明確に、一定の「神秘性」を与えられている「樹木」は存在する。

それは、長沙・馬王堆二号墓出土の帛画に描かれた「扶桑樹」である。既に多くの分析論文において論じられているように、人間界から天界にまで伸びる姿で描かれ、十個の太陽の休息所ともされる扶桑樹は、漢代人も信奉してい

たであろう神話の世界の樹木であるから、何らかの神性が樹木に付与された例と考えることはできよう。翻って考えれば、南北朝期においても、例えば、敦煌壁画に描かれた樹木について、同様の神性を認める見解も発表されているのである。

扶桑樹が伸びてゆく先の天界は、あたかも現実の社会のように、階梯が描かれている世界である。「死後」という人間にとって最も神秘的な概念でさえ実社会と変らない階層社会なのだ、と想像させられる世界は、どこにも救い無しの、随分と恐ろしい世の中だったのではないか。⁽²²⁾

が、では、そのような神話の登場樹木は何故生まれたのか。実際には、不足がちなために経済的価値からしか言及されない現実の樹木と、神話の樹木の間に、如何なる関係があるのだろうか？

四 秦代出土資料の描く森林

華北の土壌が充分樹木を育てうることは、今日、科学的に実証されている。また、過去に遡れば、黄河流域が森林に覆われていた時代のあったことも、近年の史料から明らかになった。そのような古代の実状を示す材料として、新出土資料も利用可能である。

一九九二年、甘肅省天水市放馬灘から、戦国秦・昭王八年ないし恵文王後元八年（すなわち戦国中晩期、BC二三九年以前）とされる木製地図六枚が出土した。天水市付近は、秦族が、関中に進出する以前の根拠地であり、黄河流域と長江流域の分水嶺を擁する地理的条件によって、戦国後期になると、楚を攻略するための重要な軍事ルートとも

なつた場所である。

この地図については、既に、それが天水付近を描いたものであると立証されている。⁽²³⁾

図は、広域図を描いたものと細部の詳細図とに分かれ、詳細図4枚(図M1・9、M1・12A、M1・21A、M1・21B)には、地図上の河川を表示する曲線沿いに、以下の樹木名などが記されている。

放馬灘一号秦墓木牘地図 釈文

① M1・7、8、11A

邦丘 阿真里 楊里 漕 邸 略 中田 廣堂 南田

② M1・7、8、11B

中田 廣堂 光成 山格 閉 明谿 故西山 故東谷

③ M1・9

卅里相谷 楊谷材八里 多材木 大松材 松材十三里、松材十五里 七里松材刊 松材 大程 大松

潘史谷 潘史閉 上臨 苦谷 最到口廿五里

④ M1・12A

北谷口道最 陽有劍木 北有灌憂百録 陽盡柏木 苦谷、去谷口可五里櫛材 虎谷 上臨 下臨

上楊谷 九員、下楊谷 陽盡柏木 與谿 谷口可八里大楠材 上辟磨 下辟磨

⑤ M1・21A

東盧 韭園 輿谿 下楊 上楊 下臨 上臨 虎谿 燮谿 丹谿

西盧 有蘇木下获思 有蘇木上获思 下辟磨 上辟磨 九員 苦谷 俞谿

⑥ M 1・21 B

大柴椋 大柴相舖谿 夜比舖谿 中杵 小杵 苦史 夜比 孟谿 廣堂史

これらの地図が、当該地域から河川などを利用して有用樹種を切り出すための案内図であったと推定できる。こういう地図が作成されたということは、これらの樹木が植林されたものではなく、自生林であるため、役人が管理・利用するための手引きが必要であったことを意味しよう。

記載された文字の中には、今日意味不明の部分もあるが、多くの文字を、樹木名として釈読できる(表Ⅲ)。

これらの樹木名から、まず看取できることは、1枚の地図上に、針葉樹と落葉広葉樹とが併記されていることで、戦国後期の天水市付近が、現代と同様、落葉・針葉混生林の広がる地域だったことである。

また、後世、優良な建築資材として重視された松・柏・楠・侖のほか、車など様々な道具を作る用材樹種として利用された楊・杙・樅も見える。が、そればかりではなく、染料として利用されたもの(蘇木)、獣肉とは柔らかさが異なるため当時の石器や金属器では上手く加工しづらかったと思われる魚類加工用の専用ナイフを作る樹種(劍木)といった樹種も記載されている。河川の多いこの地域は、当時、内陸漁労も多収穫だったのだろう。

さらに、地図上の文字のうち、𤇑谿・丹谿に注目してみると、𤇑の「𤇑」字は釈文再考の余地もあろうし、明礬―アルミ・赤礬―鉄・緑礬―コバルトなど、硫酸化鉱物の汎称と考えられ、丹谿の「丹」字は周知の通り、辰砂＝HgS 硫化水銀を意味する。つまり、木材加工、特に漆塗り・染色に必要な鉱物資源の採掘地も併記されていることになる。これに、「孟谿」の記載の存在を併せ考えると、孟とは木製の食器であり、漆器で作られるものもあるわけで、

この地図の域内で、木器加工の材料を揃えることができたと考えられる。

同様のことは、「興谿」(M1・12A)では「興谿」と積文)についても想定でき、輿の製作所も、上層階層のものが主に利用する輿の製作に不可欠な、樹木の豊富なこの地域に、設けられていたのだろう。

秦では、手工業についても、官宮が中心であったとの説が有力であることも考慮すべきだろう。

このように、原料が木質のよい大木で運搬には重い場合、伐採地の近くに加工所を設け、軽くて比較的小型な製品を作成したと考えられる。これらの製作の事業主体がいずれであっても、実務に従事した民が居たことは確実で、当時の一般民衆には、当然、樹木利用に関する知識・技術があったはずである。

さらに以上に加えて、M1・9には「燔史谷」「燔史閉」の文字が、M1・21Bには「大柴樅」「大柴相舗谿」の文字があることにも注目しておきたい。燔字は一般的には燃焼を意味し、柴字は普通の薪を意味する。が、古代の祭祀においては、「爾雅」積天の諸種注釈などに見る限り両字は祭天の儀式に用いられる燃料の意味であり、「燔」は玉や帛(絹)を焼くための燃料、柴は犠牲を焼くための燃料である。つまり、貴重なものを燃やすことで天に捧げる、という観念に基づく儀礼において、燃やす品物の大きさによって、用いる薪の太さや長さが異なったのである。「燔史谷」「燔史閉」は、「燔」祭に関わる官吏の所管する、特定の樹林に関係しているのではなからうか。

このように、森林の所産²⁴樹木は、祭祀の具でもあった。そして、そのような祭祀の用具を調えることも、秦の役人の任務だった。これは他の出土文献によっても跡付けることができる。

統一秦の時代のものと考えられる湖北省出土の『龍崗秦簡』にも、苑林内の樹木名や関連情報が明記されている。

『龍崗秦簡』所載 樹木関連簡文 積文

諸取禁苑中柞棫樗櫨産葉及皮

三八簡

盜鑿(樵) 積、罪如盜

一一三簡

取人草 蒸・茅・芻・藁 勿論

一五三簡

者棺葬具、吏及徒去辨

一九七簡

毘

二八九簡

第38簡には「禁苑の中のクヌギ・タラノキ・ヒノキ・コナラの葉と皮とを取る・・・」とある。断簡であって全体の文意は確定し難いものの、国家所属の苑の中に生育している樹木の利用について規定が存在し、他の簡の体例に鑑みれば、幹を伐採せず葉や樹皮のみの利用であれば、それを許可する旨の規定があったものと想像しうる。ちなみに、この4種は表IVに示すように、柔・剛それぞれの性質を持つ用材で、樹幹は重要な手工業材料であった。この四種を組み合わせれば、『周礼』司燿の鄭注が伝える組み合わせとは異なり、火きりでの発火も可能であろう。だから、おそらく樹幹の方は役人が保存し、必要な用途に応じて様々に利用したと思われる。が、葉や皮のみの採取を認められた民衆の側は、燃料ないし染料として利用しただけであつただろう。このように、紀元前二二一年ごろ、即ち、秦始皇帝の時代、樹木の性状・生育地等は、役人が知悉せねばならない担当地域行政の必要知識であつた。

が、これこそ、発火の神秘を、ひいては樹木の持つ「神性」への崇敬の念を、民衆から奪うものだったのである。物理か？ 火の祀りはかつて颯風「七月」に歌われたような民が行うものではなく、役人の仕事になつたのである。物理的に、森林が減少しただけではない。為政者の森林囲い込みは、民が生ま身の樹木全体に接する機会をもまた縮小させてゆく運命を導いたのではないか。

二鄭が司燿の注に引用した樹木群は、「火の祀り」に関わるものであつたにも拘らず、彼らはそれを、周代の役人の仕事の対象と考え、行政の一環と理解していたのだろう。樹木そのものへの崇敬ではなく、民を慮つた「周代の徳政」の素晴らしさ、としか理解しなかつたのではなからうか。だから、実際に火が起せるかどうかなど、考えもしなかつたかもしれない。尤も、先に引いた出土資料の文字の中に、幾つか、現代まで伝わっていない文字も見える。だから『爾雅』は、事物の実態と接すること稀であるにも拘らず、前代の文書行政を理解せねばならなかつた官吏層にとって、必需品だったのであろう。それでも実は、杵と杵とを同字と見てよいかどうか、など、疑問は尽きないのであるが。秦始皇期以上に、祭祀が「国家」の行事として定着していたであろう彼らの時代、樹木は時に高く聳えるものではあつても、それは政治の枠組みの中で行政の一環として把握しておくべき対象であり、『周礼』に注を施す立場からは、生死を超えて連なる「秩序」の中の一具に過ぎないと見えたのだと考える。

五 マジカルな樹木

近年、研究が進んだ日書の中でも、最も早く発見された秦代・雲夢縣睡虎地秦墓出土の日書には、「詁」篇と総称される部分があり、以下のような記載のあることが知られている。

*人、故母くして鬼これを攻めて已まざるは、是れは是れ刺鬼なり、桃を以て弓と爲し、牡棘を矢と爲し、これに羽するに鷄羽をもつてし、見てこれを射れば、則ち已む。(簡27～28背²⁶)

*人、故母くして鬼これを惑わす、是れ肇鬼(不詳)なり、善く人に戯る、桑心を以て杖と爲し、鬼の來ればこ

れを撃てば、畏れ死す。(甲32～33背卷)²⁷⁾

* 人、故母くして鬼取りて糶を爲す、是れは是れ哀鬼なり、家母く、人と徒らと爲り、人の色をして白然、氣無く潔清を喜び飲食せざらしむ。棘椎桃柄を以てし、以て其の心を敲けば則ち來らず。(甲34～36背卷)²⁸⁾

* 人の妻妾若しくは朋友死し、其の鬼のこれに歸る者は、莎(草)の芾・牡棘の柄を以て、蒸きて以てこれを待(ふせ)げば、則ち來らず。(甲65～66背卷)²⁹⁾

* 鬼、恒に人を宋傷(おど)す、是れ不辜鬼なり。牡棘の劍を以てこれを刺せば則ち止む。(甲36背卷)³⁰⁾
これらはいずれも「鬼」すなわち死者の靈が、現存する人間に何らかの害を及ぼしている(と考えられた)場合、それを撃退する方法を述べているものであるが、蒺(あかね)、葦、白茅、莎草などの草本類とともに、桃、牡棘(サネブトナツメ)、桑が、悪鬼を撃退する効果のある樹木として挙げられている。

桃やヒイラギのようなトゲのある植物に除払の効果があるとみなす、といった習俗は、日本でも見られるものであるが、害をなす者が一般的に存在する何らかの魔として漠然と捉えられている日本での習俗に比べ、明確にそれを「死者」の祟りと捉えている点に、特徴があるとも見做しえよう。このような、樹木の持つ(魔除け)機能について詳述されている古典籍には『山海経』があり、伊藤清司氏に多くの專論がある。³¹⁾

ただ、逆に『山海経』には、樹木そのものが「悪靈」と化す場合も記されているのである。伊藤氏はこれについても触れ、

古代の人々が山林藪澤を怖れたのは、以上のような存在だけではない。天空に枝葉をひろげてたつ古木や草中に盤踞する石にも、人々はおののき恐れ、これを忌み憚ったのである。

として「基山・・・其の陰に怪木多し（南山経）」の例や章莪山の畢方、また治鳥など、火災を招く怪として怖れられてい存在がもと「木の精」であったとも、『淮南子』汜論訓などを傍証に考証されている。³³⁾

さらに、かかる「怪」が登場する経緯については、伊藤氏の説く『山海経』の世界像が前提となっている。多数の論文に示されている観点を、一般向きに判り易く纏められた記述から引用すれば、³⁴⁾

邑と田からなっている生活空間こそが当時の人びとの小宇宙であり、「内なる世界」であった。・・・その「内なる世界」の外側には、うっそうとした昼でも暗い森林や藪、あるいは不気味なばかりに静まりかえった沼沢、そしてしてしない原野が拡がっており、そのかなたに山岳がそびえている別の世界があった。・・・その「外なる世界」は野獣や猛禽が跳梁し、蝮蛇が横行するおそろしい「野生の空間」であった。

とされるのである。つまり「外なる世界」、野生の自然に恐怖を感じる人々が、『山海経』の製作者或は読書対象と考えられていることになる。ところが、

村落共同体の外にひろがる「危険な世界」には、さまざまな百物・怪神が充滿していたものの、各種の有用な財物が内蔵されており、人びとを魅惑した。そのため、人びとは危険を承知で、妖怪・鬼神の領域を侵さないわけにはいかなかった。

と述べ、

人びとが「外なる世界」に足を踏み入れたときに遭遇する怪物は、人間に敵意をもつ負の妖怪・鬼神ばかりではなく、ときには、好意をよせる正の怪異もいた。したがって、出現した怪異が正負・善悪いずれの怪物であるのか、その正体を見きわめ、識別する必要があった。そのため、山川の百物について、あらかじめ深い知識を備え

ていることは、「内なる世界」の安寧を期するうえに不可欠であった。

として、そのための手引書として製作された記録こそ『山海経』であった、とされる。

このような観点で野生の自然が残る場所を捉えるなら、前節に見た「放馬灘一号秦墓木牘地図」の描写地域も「外なる世界」に属する可能性があるわけだが、この地図では、「怪」に言及することなどなく、ありのままの植生を記していると考えるべきであろう。両者の差異は、何ゆえ発生しているのだろうか。

伊藤氏は、『晏子春秋』(問上第三)の記載について「民は山沢の財用を支配者に独占され、鬼神はその棲み処を失って、彼らを怨むというのである。」との解釈を示した上で、

戦国期に入り、山沢の開発はいっそうはげしくなった。それは支配者層の奢侈のためばかりではなく、富国強兵の時代の趨勢のなかで、必須の施策でもあった。その間、しばしば、水旱蝗兵、疫病、その他さまざまな災害不幸が発生した。それは、自然界の秩序・生態系を無視した大規模な濫開発の結果、思いもかけない自然災害に見舞われる現代のそれと通じるものであったのかもしれない。しかし、当時の人びとは、それを聖なる空間を侵犯した結果の、鬼神の制裁と理解したのであろう。

と敷衍されている。つまり「内なる世界」に居住する人々にとって山林藪澤が「未知の空間」であった時代には、「外なる世界」に実在する野獸・猛禽・蝮蛇などを象徴していた「怪」が、その自然の開発が進み山林藪澤も役人が管理する場所として謂わば「日常」の中に組み込まれるようになってからは、開発の結果として発生した自然災害が「鬼神の制裁」とみなされた、と理解されるのである。

このような展開過程を想定するならば、「放馬灘一号秦墓木牘地図」を必要としたような現実的要請(つまり樹木

の実質的必要性の拡大)が、『山海経』に登場する「怪」を生み出し、それへの対応として、『山海経』や「日書」が伝える樹木のマジカルな力も構想された、という脈絡を辿るのではあるまいか。

となると、同じく樹木に何らかの超常的な力・靈的な機能を認め実用するとはいっても、例えばアイヌの風習だという、サケの頭を叩くイサパキクニ(打頭棒)と呼ばれる道具が、ヤナギもしくはミズキで新しく製作されるという習俗³⁵が含意する樹木観と、『山海経』が記録する所の樹木とは、些か趣きを異にするのではあるまいか。これらの樹種の神性は、サケの魂を、神の国に還す力があると信じられていたという。小野寺正人氏は、「アイヌの神話では、「鮭は天国の魚の神が地上の人間に遣わしたもので・・・「腐れ木で魚を叩いて殺す」のではなく、「幣のように魚をとる道具を美しく作りそれで魚をとると、魚はよるこんで美しいご幣をくはえて魚の神のもとへ行く」ことが出来、これによって「魚の神は人間に魚を沢山出すと云うのである」とし、このような風習と、東北地方各地に見られる「鮭叩棒」を用いる方法とが、本来同じ機能を有するものであったにも拘らず、東北での方法は「原初的にはイサパキクニと同様な信仰によって支えられていた観念が欠落した」ものと見ている³⁶。

ただし伊藤氏は、超常的な力―伊藤氏はこれをマジカルと表現する―を具有すると見做された『山海経』所載の樹木のうち、中山経に見える堵山の天樞、大驪山の葡萄など、実在が定かでない樹木名を含め、「後世の本草書の葉餌の中には、その祖型を山経諸篇の中にみとめられるものが少なくないが、その中には、はじめ呪物として佩用の対象にすぎなかったものが含まれている」と見、そのマジカルな力を認められた要因として、天樞が「天」字を冠することに着目し「神靈な樹木として崇拜された伝承的存在であることを物語るものであろうか・・・委細はつまびらかでない。」とも推定されている。

戦国秦漢期の人々、殊に、記録を残した人々にとって、ワイポウアのタネマフタやアイヌのイサパキクニの如く善なる神性を認められた樹木という存在は、既に、おぼろげな名称の文字を頼りに推定することでは、その片鱗さえ窺いがたいものになっていた、と見るべきであろう。

六 結びに代えて

古代中国における森林の減少は、深刻であったと思われる。が、それは、単に、モノとしての樹木を民衆から遠ざけただけではなかった。否、樹木に限らず、水も魚も獣も自然のままの姿で接しうれば、人間はそこから様々な想像力を発展させてゆける。時空を超えてゆく思考も可能になる。が、それを奪われ、生命を維持するに足るだけの物質に取り巻かれて生きざるを得なくなると、思考の幅も狭まってゆくのだろう。

ただし、以上の検討は、今日に伝わる記録を残した、つまり文字を使用した人々が、「内なる世界」の住人であった、という枠組みを前提としたものである。古代中国の山林藪澤を日常の居場所にしていた存在は、果たして野獸・猛禽・蝮蛇の類いだけだったのであろうか。伊藤氏も引用される『墨子』節葬下(27)に、以下の記述が見える。

秦之西に儀渠之国なる者有り、其親戚死せば、柴薪を聚めて之を焚き、熏上す。之を登遐と謂ふ。然る后ち成して孝子と爲す。此れ上は政と爲し、下は以て俗と爲し、爲して已まず、操して扱ばず。則ち此れ豈に實に仁義之道ならんや？ 此れいわゆる其習を便とし其俗を義とする者也。

即ち、〈儀渠〉と呼ばれた人々における火葬の風習の記録である。〈儀渠〉はおそらく『史記』秦本紀や『戦国策』秦

策等に見える〈義渠〉と同じであろう。『史記』匈奴列伝には、「涇、漆之北に義渠・・・之戎有り」とあるが、主たる勢力範囲がどこであったかは定かでない。度々、秦からの攻撃を受け、商鞅変法の段階では県にされてもいて、『史記』衛將軍驃騎列伝に、公孫賀について「賀、義渠人、其の先は胡種」とあるのに鑑みれば、漢代には単なる地名として残ったのみであったかもしれない。が、同じく匈奴列伝に扱えば、少なくとも秦・昭王のころまでは一定の勢力を保った「戎王」が存在していたと見られる。そのような人々に火葬の風習があったとされる以上、少なくとも彼らの勢力範囲が森林に取り巻かれ、薪に事欠かなかったと見るべきであろう。すなわち、樹木の茂る鬱蒼たる森林の中にも、人間は住んでいたはずである。戦国期以前の彼らに、樹木への崇敬の念が無かったか否か（それを中国の思想と呼ぶのかは別問題だが）、現時点では確かめる術をもたない。が、漢代には、彼らもまた「内なる世界」の住民へと変貌していったのである¹⁾。

殷周期において、相応の神秘感を随伴して祭壇に立てられていたはずの樹木は、耕地だけでなく森林をも役人が管理する社会になって、どこまでも伸びてゆくことができ、人間よりはるかに長い歳月を生き続けてゆけるその本性を、民衆の眼から遠ざけたのである。

かくて中国の民衆にとって、樹木が使用価値と交換価値だけの存在である時代が始まっていったのである。

1 本稿は、「戦国秦漢期における樹木観の変遷」と題して、二〇一〇年度東洋史研究会大会（二〇一〇年十一月三日）において、
*た The Information on the Woods and Forest in Pre-modern China と題して The First Conference of East Asian Environmental
History (EAHEH2011) 第一回東アジア環境史学会大会（二〇一一年十一月）において、それぞれ口頭報告した内容の一部を

取り纏めたものである。

2 国務院「城市緑化条例」第一条 為了促進城市緑化事業的發展，改善生態環境，美化生活環境，增進人民身心健康，制定本条例。

3 同上 第二十五条 百年以上樹齡的樹木，稀有、珍貴樹木，具有历史价值或者重要紀念意義的樹木，均屬古樹名木。

4 Lawrie Metcalf, "Trees of New Zealand", New Holland Publishers, Auckland, 2002.

5 クリストファー・ストーン（岡寄修・山田敏雄訳）「樹木の当事者適格：自然物の法的權利について」（原題：Christopher Stone, "Should Tree Have Standing?"）『現代思想』特集：木は法廷に立つか？第十八卷第十一号（青土社、一九九〇年）。

6 劉恆「貧嘴張大民的幸福的生活」（北京電子芸術中心、一九九八年）。

7 高見邦雄「ぼくらの村にアングが突った」（日本經濟新聞社、二〇〇三年）。

8 『宋史』卷一百七十三食貨上一農田に、以下の記載がある。

農田之制、周世宗（柴榮）始遣使均括諸州民田。……太祖即位，循用其法。……申明周顯德三年之令，課民種樹。定民籍為五等，第一等種雜樹百，每等減二十為差，桑棗半之。男女十歲以上，種韭一畦，闢一步，長十步。乏井者，鄰伍為鑿之。令佐春秋巡視，書其數，秩滿，第其課為殿最。……民伐桑棗為薪者罪之，剝桑三工以上，為首者死，從者流三千里，不滿三工者減死配役，從者徒三年。

9 本稿に引く『齊民要術』は、全て繆啓愉校釈『齊民要術校釈』第二版（中國農業出版社、一九九八年）に拠る。

10 熊代幸雄『比較農法論』（お茶の水書房、一九七四年）。

11 原文は以下の通り。種白楊法。秋耕令熟，至正月、二月中，以犁作壟。一壟之中，以犁逆順各一到，塲中寬狹，正似葱壟。作訖，又以鋤掘底一坑作小壟。斫取白楊枝，大如指，長三尺。屈著壟中，以土壓上，令兩頭出土，向上直豎。二尺一株。明年正月中，剥去惡枝，一畝三壟，一壟七百二十株，一株兩根，一畝四千三百二十株。三年，中為蠶繭，五年，任為屋椽。十年，

古代中国における樹木への認識の変遷

堪爲棟梁。以蠶繭爲率，一根五錢，一畝歲收二萬一千六百文。柴及棟梁，椽柱在外。歲種三十畝，三年九十畝，一年賣三十畝，得錢六十四萬八千文。周而復始，永世無窮。比之農夫，勞逸萬倍。去山遠者，實宜多種，千根以上，所求必備。

12

原文は以下の通り。又、種榆法。於其地呼種、致雀損穀。既非叢林、率多曲戾。不如割地一方種之。其白土・薄地不宜五穀者、唯宜榆及白榆。地、須近市。…先耕地作壟。然後散榆莢。…散訖、勞之。榆生、共草俱長、未須料理。明年正月、附地芟殺

放火燒之。…又至明年正月、斲去惡者。其一株上、生七八根者、悉皆斲去、唯留一根纒直好者。三年春、可將莢・葉賣之。

五年之後、便堪作椽。不狹者、即可斫賣。一根十文。狹者斲作獨樂及蓋。一箇三文。十年之後、魁、椀、瓶、榼、器皿、無

所不任。一椀七文、一魁二十、瓶、榼各直一百文。十五年後、車中爲轂及蒲桃筵中。筵一口、直三百、車轂一具、直絹三匹。

其歲歲、料簡剝治之功、指柴雇人十束雇一人、無業之人、爭來就作。賣柴之利、已自無貲。歲出萬束、一束三文、則三十

貫、莢・葉在外也。況諸器物、其利十倍。於柴十倍、歲收三十萬。斫後復生、不勞更種、所謂「二勞永逸」。能種一頃、

歲收千匹。唯須一人守護、指揮、処分、既無牛・犁・種子・人功之費、不慮水・旱・風・蟲之災。比之穀田、勞逸萬倍。男

女初生、各與小樹二十株、比至嫁娶、悉任車轂。一樹三具、一具直絹三匹、成絹一百八十匹。娉財資遣、粗得充事。

13

佐藤佑治『魏晉南北朝社会の研究』（八千代出版、一九九八年）

14

原文は以下の通り。諸初受田者、男夫一人給田二十畝、課蒔餘、種桑五十樹、棗五株、榆三根。非桑之土、夫給一畝、依法課蒔榆・棗。奴各依良。限三年種畢、不畢、奪其不畢之地。於桑榆地分雜蒔餘果及多種桑榆者不禁。諸應還之田、不得種桑

榆棗果、種者以違令論、地入還分。諸桑田皆爲世業。…

15

原文は以下の通り。關隴清晏、百姓豐樂、自長安至于諸州、皆夾路樹槐柳、二十里一亭、四十里一驛、旅行者取給於途、工商賈販於道。百姓歌之曰。「長安大街、夾樹楊槐。下走朱輪、上有鸞輿。英彥雲集、誨我萌黎。」

16

原宗子『古代中国の開発と環境―「管子」地員篇研究―』（研文出版、一九九四年）。

17

本稿に引く尹湾漢墓出土漢牘は、全て連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物局『尹湾漢

墓簡牘」(中華書局、一九九七年)による。

18 小尾郊一『中国文学に現われた自然と自然観』(岩波書店、一九六二年)。

19 表中の学名は、基本的に、『拉漢英種子植物名称』(科学出版社、二〇〇六年)に依拠した。

20 高嶋幸男「忍路土場遺跡出土の木製発火具」『忍路土場遺跡―忍路5遺跡―北後志東部地区広域営農団地農道整備事業用地内埋蔵文化財発掘調査報告書』1989年。

21 近年では、曾布川寛「三星堆祭祀坑銅神壇の圖像學的考察」(『東洋史研究』六十九卷三号、二〇一〇年)が秀逸な労作であろう。

22 このような死後の世界に関する認識について、池澤優「中国の死生観(古代・中世篇)―中国古代・中世における死者性の転倒―」(『死および死者崇拜・死者儀礼の宗教的意義に関する比較文化的・統合的研究』平成12〜14年度科学研究費補助金(基盤研究C(1))研究成果報告書、2003年3月31日)に依拠すれば、そこで論じられている死者の二類型(祖先―恩寵―交流、厲鬼―破壊―排除)のうち、樹木を表示する死者世界観は前者に属するものから派生しているのが、池澤氏はまだ、漢代に始まる「死者性の転倒」現象を述べて、

中国古代において、明瞭に二つの死者が存在した。一つは根元的には天に由来する力に与り、それを現世にもたらす。仲介者として働く死者(祖先)であり、もう一つは天に由来する力から排除され、現世に対しては専ら破壊的にしか働かない死者(厲鬼)である。この両者のポジションに変化が生じるのは戦国時代に始まると考えることができ、それは祖先崇拜の有効性の低減に伴って、一方では厲鬼とそれに対する除祓儀礼が文献上に登場し、一方では祖先と厲鬼の中間領域がより言及されるようになる。これに拍車をかけたのが他界観の変化であったように思われる。ある意味では西周時代以来の天上他界の考え方を継承した考え方として、漢代には山上他界(崑崙山)が広く信じられたが、その一方で地下他界の考え方も併存しており、そこに死者世界を現実世界に類似する官僚制と捉えるイメージが定着していった。官僚制的冥

界は力の根源（天、帝）を頂点とする世界観の中に死者を位置づけるという点では古典的な祖先崇拜と変わらないものの、死者が官僚機構に依存し支配されて自律性を失い、また常に刑罰や徒役に処せられる危険がある不安定な存在である点で、祖先崇拜における死者とは決定的に異なる。

とも述べておられる。このような死後世界への認識の変遷は、伊藤清司氏が山澤の「怪」の漢代以降の変貌について、『中国の神獣・悪鬼たち―山海経の世界―』（東方書店、一九八六年）において、

山沢の妖怪・鬼神のなかには、祝官による整序化された祭祀の対象となつて、国家的守護神に変容するものや、村落共同体の歳時的行事などに組みこまれて、人格神的性格をつよめ、信仰の対象になる怪神もあった。

しかし、反面、山沢の多くの怪神たちは、知識人たるものが軽々しくは口にするのをはばかる「怪力乱神」とされ、賤業に墮した民間巫覡の齋く淫神・邪神とされるようになり、あるいは、零落して、ひたすら人びとを嚇すだけの、おどろおどろしい「妖怪変化」として、その後も長らく巷間に生きつづけたのである。

とされる理解とも、通底するものではなからうか。

23 本稿に引く放馬灘出土木牘地図については、全て、甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡（中華書局、二〇〇九年）に
よる。なお、地図の相対的關係については、雍際春『天水放馬灘木版地図研究』（甘肅人民出版社、二〇〇二年）に詳しい。

24 中国文物研究所・湖北省文物考古研究所『龍崗秦簡（中華書局、二〇〇一年）。なお、第二八九簡については、その存在をもつて、樹木葉によるブタ飼育を想定する見解もあるので、一往、掲げておく。

25 原宗子『『農本』主義と『黄土』の発生―古代中国の開発と環境・2―』（研文出版、二〇〇五年）。

26 以下に引く『睡虎地日書』は、全て睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（一九九〇、文物出版社年）により、釈文については、工藤元男『睡虎地秦墓『日書』における病因論と鬼神の關係について』（『東方学』八八、一九九四）及び池澤優注22前掲論文を参照した。一部、改めた部分がある。原文は以下の通り。

- 人母故鬼攻之不已、是々刺鬼、以桃爲弓、牡棘爲矢、羽之鷄羽、見而射之、則已矣。
- 27 人母故鬼惑之、是擎鬼、善戲人、以桑心爲丈(杖)、鬼來而毆(擊)之、畏死矣。
- 28 人母故而鬼取爲膠(糝)、是々哀鬼、母家、與人爲徒、令人色柏(白)然母(無)氣、喜契(潔)清、不飲食。以棘椎桃乘(柄)、以意(敲)其心、則不來。
- 29 人妻妾若朋友死、其鬼歸之者、以莎芾・牡棘枋(柄)、熱(爇)以寺(待)之、則不來矣。
- 30 鬼恒宋傷人、是不辜鬼、以牡棘之劍刺之、則止矣。
- 31 注22に引く池澤優論文に拠る。
- 32 伊藤清司「古代中国の民間医療―山海経の研究」(一)～(三)、『史学』第四二卷第四号～第四三卷第三・四号、一九七〇～七一年)。
- 33 伊藤清司「山川の神々」(二)、『史学』第四二卷二号、一九六九年)など。
- 34 伊藤清司注(22)前掲書。以下に引く伊藤説は、この書に拠る。
- 35 菅野茂『アイヌ歳時記』(平凡社新書、二〇〇〇年)など。
- 36 小野寺正人「東北地方の鮭叩棒とアイヌのイサパキクニについて」(東北学院大学民俗学OB会『東北民俗学研究』第六号、一九九八年)。
- 37 伊藤清司『死者の棲む楽園―古代中国の死生観』(角川書店、一九九八年)。
- 38 なお、赤塚忠氏は、甲骨文(佚一九五、甲六〇〇、簠遊九〇、南坊五〇等)により、殷代における「木」という族名・地名の存在を指摘し、杜木信仰をも想定されている(赤塚忠「中国倫理思想の淵源」『赤塚忠著作集』第二卷『中国古代思想史研究』研文社、一九八七年、ほか)。

【付記】 本稿送稿後、海老根量介「放馬灘秦簡鈔写年代蠡測」（武漢大学簡帛研究中心編『簡帛』第七輯、二〇一二年）を御恵
投戴いた。同論文では放馬灘一号墓出土『日書』の用字法を基に、それが統一秦以降のものであると論証されていて傾聴に値
する。本稿では注23において、同墓の成立年代を甘肅省文物考古研究所編『天水放馬灘秦簡』に依拠して記したが、墓葬年代・
木牘地図の成立期などに関しては、今後再検討してゆきたい。

表 I 『齐民要術』 卷三十一～五十五所載の主要樹木

略号：★ = 繆啓愉校釈『齐民要術校釈』 第二版（中国農業出版社、1998年）

陸説： 陸璣『詩經草木鳥獸魚義疏』

『四』： 崔寔『四民月令』

犁： 犁耕明記

耨： 播種機利用

勞： 中耕

肥： 施肥明記

種： 種子蒔き

栽： 挿し木

挿： 接木

焼： 苗木の焼却・根を残して翌年発芽する樹を育成

アラビア数字： 卷数

A： 籬材と果樹

卷	他卷 他書	表記 植物名	推定学名	繆啓愉説（同見解は記載 略）・備考	栽培法
31	33 32、33 37 50	酸棗 枳 棗 柳	<i>Ziziphus jujuba</i> var. <i>spinus</i> 枸橘 (<i>Poncirus trifoliata</i>) <i>Ziziphus jujuba</i> Mill. ヤナギ、 <i>Salix matsudana</i> Koidz	★ ★香橙 (<i>Citrus junos</i>) を含 む？	筋蒔き・ 間引き
32	31、33、37 50 39、45、55 46、55 37、51、『四』 『四』、49 『四』 『四』、50 『四』、55 『四』、55	棗 槐 桑 榆 竹 漆 桐 梓 松 柏	31既出 <i>Ziziphus jujuba</i> Mill. エンジュ クワ <i>Morus</i> 諸種 ニレ属 <i>Ulmus</i> 一般 モウソウチク <i>Phyllostachys heterocyclus</i> <i>Toxicodendron vernicifluum</i> アオギリ <i>Firmiana simplex</i> (L) キササゲ <i>Catalpa ovata</i> マツ属一般 <i>Pinus</i> コノテガシワ (<i>Biota orientalis</i> Endl. 側柏)	移植対象として⇒広域性の ある種	栽
33	31、32、37 40 31	棗 (軟棗) 酸棗	ナツメ属一般 <i>Ziziphus</i> 酸棗 <i>Ziziphus jujuba</i>	★君遷子 (<i>Diospyros lotus</i>) ★	栽
34	42	桃 櫻桃 蒲萄	モモ <i>Amygdalus persica</i> ? ブドウ属一般 <i>Vitis</i>	山中から	種 栽
35	42	李	スモモ <i>Prunus salicina</i>		栽・挿
36		梅 杏	ウメ <i>Prunus mume</i> アンズ <i>Prunus armeniaca</i>		栽 栽

37	47	梨 棠、杜	白梨 (<i>Pyrus bretschneideri</i>)、 沙梨 (<i>Pyrus pyrifolia</i>) 杜梨 (<i>Pyrus butlaefolia</i>)、 豆梨 (<i>Pyrus calleryana</i>)、 褐梨 (<i>Pyrus phaeocarpa</i>) 33既出 32既出	★接ぎ木台。 ★齊民要術の栽培梨の多くは白梨系統。 ★、接ぎ木台。 ★ 接ぎ木台 支柱用	種・栽・挿
38		栗 榛	クリ属一般 <i>Castanea sativa</i> 榛 (<i>Corylus heterophylla</i>)	★	種 種
39	32、45、55	柰 林檎 桑	リンゴ <i>Malus pumila</i> ? 33既出	★沙果 <i>M.sieboldi</i> ? ★	栽 栽
40	33	柿 棗	カキ <i>Diospyros kaki</i> Thunb 33既出		栽・挿
41	陸説 『抱朴子』	安石榴 (塗林) 苦榴	ザクロ <i>Punica granatum</i> ?	積石山所産	栽
42	34 35 60	木瓜 桃 李 杞	ボケ 34既出 35既出 エゴノキ <i>Styrax japonica</i> 或はウオトリギ <i>Grewia biloba</i>	★榎櫃 <i>Chaenomeles speciosa</i> 地貝 地貝 ジャムの保存用	種・栽
43		椒	花椒 (<i>Zanthoxylum bungeanum</i>)	★	種、肥
44	46	茺萸 山茺萸	シユユ <i>Tetradium daniellii</i> サンシユユ <i>Cornus officinalis</i>	★ 食 茺 萸 <i>Zanthoxylum ailantoides</i> ★ 山 茺 萸 <i>Macrorrhizium officinalis</i>	種

B：桑類と用材樹

45	32、39 55	桑 柘	同上 <i>Cudrania tricuspidata</i>	★ヤマムス飼育用	種・栽、 犁、肥
46	32、55 44 「廣志」	榆 白榆(白粉) 姑榆・朗榆 挾榆・刺榆 白楊	ハルニレ <i>Ulmus davidiana</i> 野生種? 榔榆 (<i>Ulmus parvifolia</i>) Hemiptelea davidii	★白榆 <i>Ulmus pumila</i> ★大果榆 <i>Ulmus acrocarpa</i> ★ ★毛白楊 <i>Populus tomentosa</i> or 銀白楊 <i>P. alba</i>	犁、種、移栽 同上 犁
47	37 37	棠 杜	<i>Pyrus betulaefolia</i> Bunge トウマメナシ (<i>Pyrus betulaefolia</i> Bge. 杜梨)		種・栽
48		穀、楮	<i>Broussonetia papyrifera</i>	★構樹	糲・ 劣・焼・ 移栽

49	32	漆	32既出		
50	32 31 32	槐 柳 楊柳 楸 梓 梧 憑柳 箕柳 青桐 白梧 柞・杼・椽	32既出 <i>Sophora japonica</i> 垂柳 (<i>Salix babylonica</i> L) 水楊 <i>Salix gracilistyla</i> <i>Catalpa bungei</i> 32既出 32既出 <i>Quercus acutissima dentata</i> ? ? 杞柳 (<i>Salix purpurea</i>) アオギリ <i>Firmiana simplex</i> ? クヌギ? <i>Quercus acutissima</i> ミスナラ <i>Quercus crispula</i> などクヌギ属のい ずれか	★ <i>Quercus acutissima</i> ★青楊 (<i>Populus cathayana</i>) 或は水楊 (<i>Salix gracilistyla</i>) ★ ★梧桐 ★	種 栽 犁・労 種・労 栽 種・肥 栽 種・労 肥 栽 種
51	32、37 [四]	竹	32既出		栽
52		梔	クチナシ <i>Gardenia jasminoides</i>	★	

卷五十五 伐木

55	32、55 32、39、45 32	榆 桑 松 柏	32既出 32既出 32既出 32既出		
----	-------------------------	------------------	------------------------------	--	--

表Ⅱ 『爾雅』釋木第十四 本文所見樹木名

灌木叢木・痲木苻婁・蕢藹・枹適木魁痲・木自斃神・立死櫛△・斃者翳・木相磨
 櫛・枹敲・梢梢櫛・句如羽喬・下句曰科・上句曰喬・如木楸曰喬・如竹箭曰苞・如
 松柏曰茂・如槐曰茂など、樹木の形態や状況を表現する句・付随するものの呼称や、
 瓜曰華之、桃曰膽之、棗李曰之△榘曰鑽之・小枝上緣為喬・無枝為櫛・木族生
 為灌など関連表現の説明、味莖著など、旧注で他章の混入とされているもの等は省
 いた。

略号：『詩経』……………詩

『管子』地員篇……………地員

『爾雅』郭璞注……………郭璞

『齊民要術』……………『要術』

繆啓愉校釈『齊民要術校釈』第二版……………繆説

No	親字	字釈	推定和名・学名・現代中国語等の別名	生育地・特質	判断材料、異説な ど	『周礼』 司燧
1	櫛	山榘	(=條)、 <i>Catalpa fargesii</i> Bureau. ナラカシワ (<i>Q. aliena</i> 榘櫛)、アベマキ (<i>Q. Variabilis</i> 栓皮櫛)、等	乾燥丘陵地	詩・汝墳・終南・旱麓、禹貢	
2	枹	山枹	シウチン <i>Ailanthus giraldii</i> Dode	山地	詩・山有榘	
3	柏	櫛	コノテガシワ (<i>Biota orientalis</i> Endl. 側柏)	水分条件の良い山地	詩・柏舟、皇矣、殷武ほか、地員	
4	髡	榘	?	?	郭璞：未詳	
5	榘	枹	アズサ属 (<i>Catalpa</i>) など広葉樹の大木。	山地	郭璞：白榘也。樹似白楊。	
6	梅	櫛	ウメ <i>Prunus mume</i>	居住地付近	詩・標有梅ほか	
7	椈	榘	リュウキュウマツ <i>Pinus luchuensis</i> など複雑管束亜属 (ニヨウマツ) 系マツ	江南	郭璞：江南に生ずる船材とする	
8	櫛	榘	ザボン、夏みかんなど <i>Citrus</i> 属	?	郭璞：柚屬也。孟大、皮厚二三寸、似枳、味少。	
9	柟	櫛	シナノキ科 (ボダイジュ等) <i>Tiliaceae</i> .	湿地	詩・南山有臺、山有榘	
10	椈	木瓜	ボケ、 <i>Chaenomeles speciosa</i>	居住地付近	實如小瓜酢可食	
11	椈	即來	ムク、 <i>Aphananthe aspera</i> 椈葉樹	?	郭璞：車材、唐本草：子細門、生青熟黑	
12	櫛	櫛	シバグリ、 <i>Castanea sequinii</i> 茅栗	開拓容易な平地	詩・皇矣	
13	椈	落	カバ、 <i>Btula platyphylla</i> Suk.	水辺	詩・大東	
14	柚	條	ユズ、 <i>Citrus junos</i> 香橙	江南	郭璞：似橙實酢生江南	
15	時	英梅	ウメ (アンズ) 亜属 <i>Prunus</i> か?	居住地付近	郭璞：雀梅	
16	椈	椈椈	?	?	郭璞：未詳。或當為椈椈。	

17	栲	杼	クヌギ(ツルバミ)など、 <i>Quercus acutissima</i> ブナ科、または <i>Fagaceae</i> 山毛櫨科 コナラ属 (旧殼斗科 <i>Quercus</i>)、	平地?	陸璣：柞櫨。…其穀為汁可以染
18	蘘	莖	樞榆=ニレ属 <i>Ulmus</i> 一般	山地	詩・山有樞。郭璞：刺榆。地員
19	杜	甘棠	トウマメナシ (<i>Pyrus betulaefolia</i> Bge. 杜梨)	居住地付近	詩・有杖之杜、甘棠など。地員
20	狄	臧	?	?	郭璞：未詳
21	禕貢	蓊	?	?	郭璞：未詳
22	杙	檠梅	サンザシ <i>Crataegus cuneata</i> 、又はグミ属 <i>Elaeagnus</i> L. の類か?	居住地付近	郭璞：子如指頭赤色似小橘可食
23	剌者	聊	?	?	郭璞：未詳
24	魄	檉櫨	エノキ属 <i>Celtis</i> か?	山地?	郭璞：大木細葉似檉
25	椋	木桂	肉桂 <i>Cinnamomum verum</i> J.Presl	南方亜熱帯系?	郭璞：今南人呼桂厚皮者为木桂
26	楡	無疵	クスノキ科 (<i>Lauraceae</i> 樟科) の大樹。或はヒノキ <i>Chamaecyparis obtusa</i> か。	山地	地員、放馬灘園、郭璞：楡屬似豫章。
27	楛	楨	ムシカリ、 <i>Viburnum plicatum</i> Thunb.	平地	詩・皇矣
28	檉	河柳	タマリクス、 <i>Tamarix chinensis</i> Lour.	湿地	詩・皇矣
29	楊	蒲柳	ポプラなどヤマナラシ属 <i>Populus</i> 一般、	平地	地員
30	旄	澤柳	ヤナギ、 <i>Salix matsudana</i> Koidz.	湿地	詩・将仲子
31	權	黄英	?	?	郭璞：未詳
32	輔	小木	?	?	郭璞：未詳
33	杜	赤棠	マメナシ (<i>Pyrus calleryana</i> Decne. 豆梨)	平地	地員
34	白(杜)者	棠	ズミ (<i>Malus sieboldii</i> Rehd. 三葉海棠)	湿地	地員
35	諸慮	山藥	ヤマイモ <i>Dioscorea batatas</i> Decne.	乾燥丘陵	地員
36	楛	虎櫨	タンキリマメ <i>Rhynchosia volubilis</i> 、トキリマメなどマメ科蔓性の野草か	平地林	郭璞：林樹に纏蔓し莢を生じ毛刺有り。
37	杞枸	蒔	クコ <i>Lycium chinensis</i> Mill.	平地	詩・四牡
38	杙	魚毒	クスノキ科のエゴノキ <i>Styrax japonica</i> ないしウオトリギ <i>Grewia biloba</i> の類	山地	地員(分類変更)、郭璞：大木。子似栗生南方。皮厚汁赤中藏卵果『要術』
39	檉	大椒	サンショウ <i>Zanthoxylum piperitum</i> の類	山地	郭璞：椒樹叢生實大者名為檉
40	楸	鼠梓	クロツバラ <i>Rhamnus davurica</i> Pall.	山地	詩・南山有臺
41	楓	楸楸	トウカエデ <i>Acer buergerianum</i> Miq. など、カエデ属 <i>Acer</i>	平地林	『説文』：厚葉弱枝、善插。

42	寓木	宛童	マツグミ <i>Taxillus kaempferi</i> など、ヤドリギ科 <i>Loranthaceae</i> の類	平地	郭璞：寄生樹一名焉。陸璣：葉似當盧子如覆盆赤黑恬美	
43	無姑	其實夷	ノニレ (マンシュウニレ) <i>Ulmus pumila</i> またはマルバオヒョウ <i>Ulmus laciniata</i> など、ハルニレ・アキニレ以外の円形葉の樹種	山林	郭璞：姑榆也。生山中、葉圓而厚。剝取皮合漬之。其味辛香	
44	櫟	其實椋	クスギ <i>Quercus acutissima</i>	山地	詩・晨風。郭璞：有椋葉自裹	
45	椋	蘿	マメナシ・イヌナシ、 <i>Pyrus calleryana</i> Dcne.	平地	詩・晨風。梨の白木	
46	楔	荊桃	モモ <i>Amygdalus persica</i> の野生種か？	平地	郭璞：今櫻桃	
47	旄	冬桃	モモ <i>Amygdalus</i> の野生種か？	陝西省商県？	郭璞：子冬熟。繆説：熟期遅く11・12月に産す。	
48	緘桃	山桃	ヤマモモ <i>Prunus davidiana</i>	山地	郭璞：實如桃而小。繆説：食用不適、桃接木用	
49	休	無實李	スモモ <i>Prunus salicina</i> の受粉樹が得られなかったものか？	居住地付近	郭璞：一名趙李	
50	座	接慮李	スモモ <i>Prunus salicina</i> の白木？	居住地付近	郭璞：今之麥李	
51	駁	赤李	カゴノキ、 <i>Litsea coreana</i> Leveille	湿地	詩・晨風	
52	棗	壺棗	酸棗サネプトナツメ (<i>Z. jujuba</i> Mill. Var. <i>Spinosa</i> Hu)	平地	詩・園有桃ほか	夏
53	邊	要棗	栽培種 <i>Ziziphus jujuba</i> Mill. 野生種ナツメ類各種	耕地周辺？		
54	濟	白棗				
55	楊徹	齊棗				
56	遵	羊棗				
57	洗	大棗				
58	煮	填棗				
59	臠洩	苦棗				
60	皙	無實棗				
61	還味	捻棗				
62	櫨	梧			アオギリ <i>Firmiana simplex</i> (L)	丘陵地
63	樸	枹者	コナラ <i>Quercus dentata</i> Thunb.	丘陵地	詩・械樸など	
64	謂櫨采	薪采、薪即薪	？	？		
65	核	浚其	？	？	郭璞：核實似柰赤可食	

66	劉	劉杙	?	南方亜熱帯系?	郭璞: 生山中實如梨酢甜、核堅、出交趾	
67	榿	槐大葉而黑	イヌエンジュ <i>Maackia amurensis</i> など、エンジュの別種?	平地	郭璞: 槐樹葉大色黑者名為榿	
68	守宮	槐葉晝聶宵炕	ネム、 <i>Albizia julibrissin</i> (?)	平地	郭璞: 槐葉晝日聶合而夜炕布者	
69	槐小葉	日榿	エノキ属 <i>Celtis</i> か	?		冬?
70	(槐) 大而皴	楸	ヒサギ (<i>Catalpa bungei</i>)	山地	郭璞: 槐當為楸楸細葉者為榿	
71	(槐) 小而皴	榿	エンジュ、 <i>Styphnolobium japonicum</i>	平地		
72	椅	梓	キササゲ (<i>Catalpa ovata</i>)	平地	詩・定之方中	
73	槐	赤椌		?	郭璞: 葉細而岐	
74	(槐) 白者	椌	酸棗サネブトナツメ (<i>Zjujuba</i> Mill. Var. <i>Spinosa</i> Hu) の野生種?	山地	鋭。皮理錯矣。好叢生山中	
75	終	牛棘	?	?	郭璞: 即馬棘也其刺麤而長	
76	椌	白椌	タラノキ、 <i>Aralia elata</i> (Miq.) Seem.	平地	詩・椌樸ほか。郭璞: 枌小木叢生、有刺。實如耳瑠紫赤可啖。潘富俊説 = 枌 = クストイゲ: <i>Xylosma congestum</i> Merr.	
77	梨	山櫛	中国ナシ <i>Pyrus bretschneideri</i> の野生種か?	平地	郭璞: 即今梨樹	
78	桑辨有莖	柘	?	?	郭璞: 辨半也	
79	女桑	椌桑	カラグワ (ロソウ・・・魯桑、マクワ・マルグワ・モチグワ) (<i>Morus alba</i> Var. <i>Multicaulis</i> Loudon)	耕地周辺	地貝。郭璞: 今俗呼桑樹小而條長者為女桑樹	
80	榆	白枌	ハルニレ <i>Ulmus davidiana</i> の野生種一般か?	平地林	郭璞: 榆、先生葉	春?
81	唐棣	移	ザイフリボク属 <i>Amelanchier sinica</i> Chun	平地林	詩・晨風	
82	常棣	棣	<i>Pyrus betulaefolia</i> Bunge	平地林	詩・常棣	
83	檜	苦茶	シイ属 <i>Castanopsis</i> ? 或はチャ <i>Camellia sinensis</i> か?	丘陵地	郭璞: 樹小如柘子。冬生葉可作羹飲	
84	楸樸 樸楸?	心	ケヤキか? <i>Zelkova serrata</i>	山地	郭璞: 楸別名	
85	棠	桐木	アオギリ <i>Firmiana simplex</i>	平地林	郭璞: 即梧桐	
86	椌木	干木	?	?	郭璞: 椌木也	

87	槩桑	山桑	メグワ、 <i>Morus mongolica</i> schneid.	耕地	詩・皇矣	
88	樅	松葉柏身	モミ属 <i>Abies</i>	山地	郭璞：似桑材、中作弓及車輓	
89	檜	柏葉松身	ビャクシン属 <i>Juniperus chinensis</i> 圓柏	山地	詩・竹竿	
90	祝州木	髦柔莢	?	?	郭璞：未詳	
91	槐・棘	醜喬	槐： <i>Styphnolobium japonicum</i> 棗：51に同じ	?	郭璞：枝皆翹竦	冬？
92	桑・柳	醜條	桑： <i>Morus mongolica</i> 柳：ヤナギ、 <i>Salix matsudana</i> Koidz	平地	郭璞：阿那垂條	季夏・春？
93	椒・檜	醜菜	山椒：38に同じ。 檜：トウヒ属 <i>Picea</i> 又はツガ属 <i>Tsuga sieboldii</i>	平地	郭璞：菜莢子聚生成房貌	

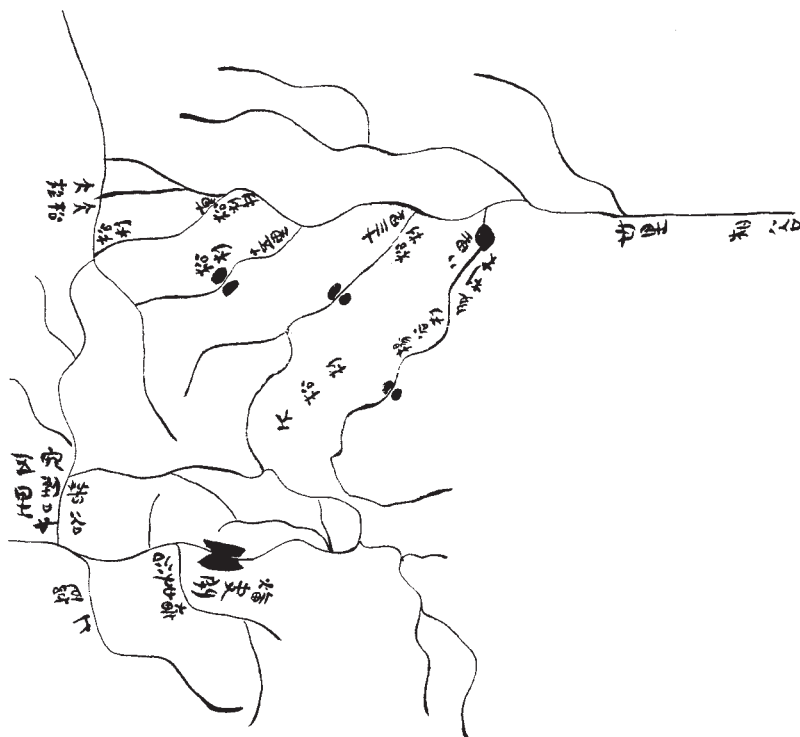
表Ⅲ 放馬灘1号秦墓 木牘地図所見樹木名

木牘番号	釈文	推定和名	推定学名	備考
M1・7, 8, 11A M1・9	楊	ポプラ等ヤマナラシ属 一般	<i>Populus</i>	
	潛	?		
M1・9	松	マツ	<i>Pines</i>	
M1・12A	柏	コノテガシワ	<i>Biota orientalis</i> Endl.	
	苦	= 楮		
	劍木	朴の木か？	<i>Magnolia obovata</i> ?	魚を割く木 食器となる堅 牢・無害
	楠	= タブノキ	<i>Machilus thunbergii</i>	
	辟磨	?		
M1・21A	蘇木	イチイ、或は アカメガシワの類	<i>Taxus cuspidata</i> 、 <i>Mallotus japonicus</i> <i>Muell. Arg.</i>	赤色染料。南 方材の蘇芳に 先行か
	侖	= 榲スノキ科 or ヒ ノキ	<i>Lauraceae</i> 樟科、ヒ ノキ <i>Chamaecyparis</i> <i>obtusa</i>	
M1・21B	柴	灌木一般		
	樅	モミ属	<i>Abies</i>	
	柂	ケヤキか？（現代木工 で黄褐色心材のみ使用）	<i>Zelkova serrata</i>	集韻：木名。 其心黄。一曰 車鉤心木

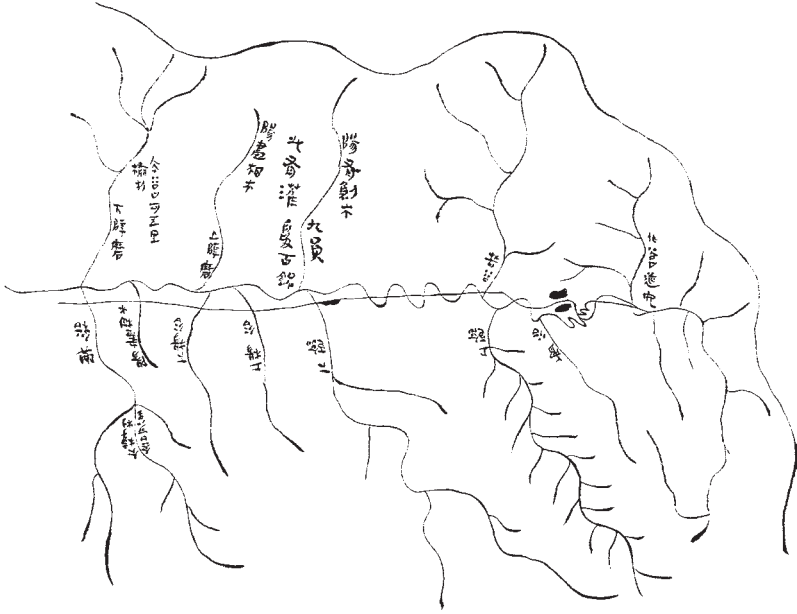
表Ⅳ 『龍崗秦簡』 新番号38簡（出土番号208-1、旧考釈31）所見樹木名

文字	推定樹種	判断材料	性
柞	= 柞ハハソなどクヌギ属 <i>Quercus</i>	本草綱目：堅韌、鑿の柄を作る	剛？
械	タラノキ <i>Aralia elata</i> (Miq.) Seem	『説文』：白桜也。 陸璣：全白の材—赤芯無し。筋に そって裂き易い。	柔
樞	= ヒノキなどビャクシン属 <i>Juniperus chinensis</i> か	集韻：剛木。	剛
楨	コナラ <i>Quercus dentata</i> Thunb. か	『説文』：柔木也。栗輪を作る。 『周礼』夏官・鄭注：秋取柞楨之火。	柔

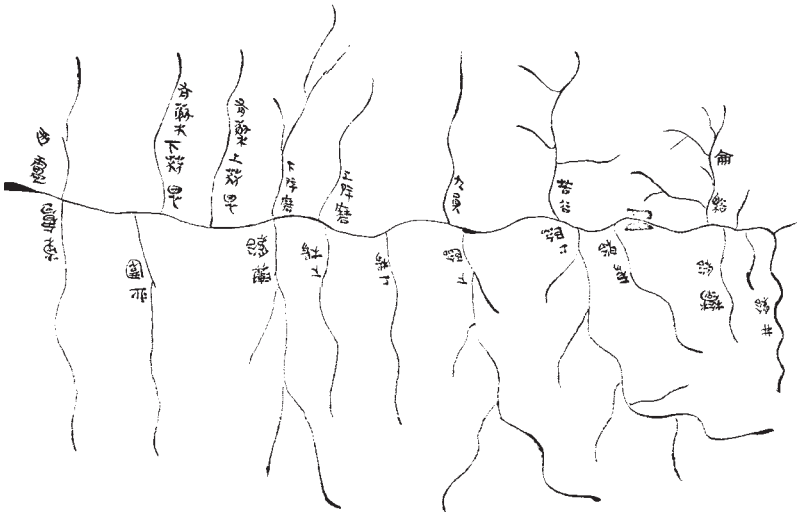
古代中国における樹木への認識の変遷



木坂地圖三 (M1・9原大)

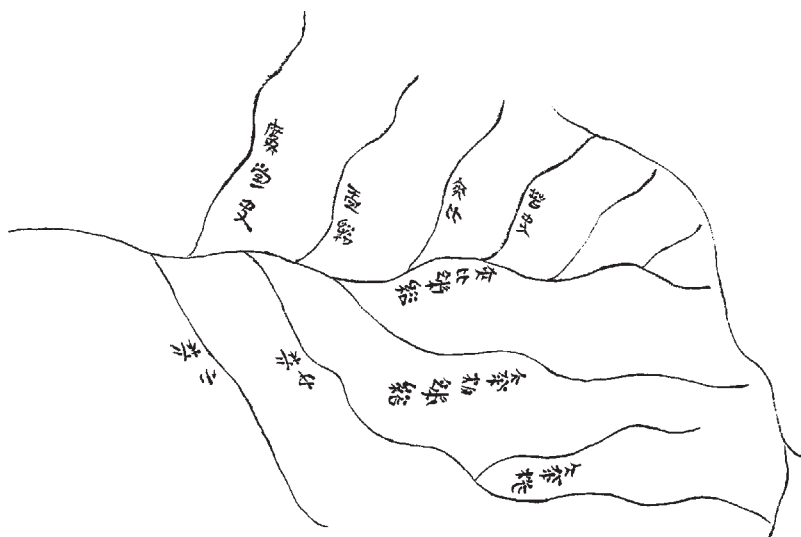


木坂地圖四 (M1·12A 原大)



木坂地圖六 (M1·21A 原大)

古代中国における樹木への認識の変遷



木坂地圖七 (M1・21B 原大)

How the trees were recognized in ancient China?

Motoko HARA

At the end of Northern Wei, in the 6th century, "Qi min Yao Shu 齊民要術" described many names of the trees which grew with fertilizing and watering in the arable land.

However, of the many tree species, for cultivation costs and years of development, income (money or silk) was calculated as a gain during deforestation. Under the tendency of forest decline, planting trees were favorable for rich land owners, and it is clear that trees turned into commercial crops. Their view of trees was limited to lumber, handicrafts material, as material of dyes, or as the daily fuel. Reverence to the long life of trees was not demonstrated. Becoming only trees not forest, there could not be a moment to assume something exceeded human existence.

However, in Later Han era, the annotations of the classics cannot be disregarded. Some of them mentioned trees used as ritual tools that are related to the aforesaid of the distinction of the "fan" and "Chai". Zheng xuan 鄭玄 annotate for "Zhou-li 周禮", si-guan 司燿 and many other Confucian texts, were also quoted. "Officials govern fire, in the spring from Elm and Willow, in the summer from Jujube and Apricot, in late summer from Mulberry and Yamago, in the fall from Sawtooth Oak (*Quercus acutissima*) and *Quercus*(*Quercus serrata*), in winter locust(*Sophora* Linn.) and spindle tree(*Euonymus* Linn.), fire taken from (春取榆柳之火、夏取棗杏之火、季夏取桑柘之火、秋取柞櫜之火、冬取槐檀之火)", from ancient records.

Chafing trees, that is the method to take fire by chafing two types of trees, in the Japan shrines. It is formulated as a ceremony of taking fire, and the species of trees used are different in each shrine. Hard coniferous trees such as Cypress, is often used as a "fire mortar". Rather soft wood such as Bayberry or *Persea*

thunbergii is used as a “fire pounder”, in a lot of cases.

The act, the method of rubbing wood to get fire, without using flint, remained as a shrine ceremony. This implies that it might be the reflection of an older lifestyle. In Japan, from Hokkaido Oshoro-doba 北海道忍路土場 ruins, relics of a “fire mortar” and a “fire pounder” of the late Jomon 縄文 period was excavated .

But, on account of the designations, mentioned in the annotation for "Zhou-li" si-guan, with five pairs of trees, seasonally used species, note, should estimate on the effects of the five elements thought in later years. So to analyze on a scientific basis might be rather difficult.

The reason why the tree usage of reflecting such old habits and being granted the religious meanings, is lost in North China. It must be caused with a decrease of the forest after the Emperor Han Wudi 武帝 period.